

平成 28 年 1 月 19 日
初等中等教育局長決定

平成 28 年 8 月 15 日
一部改正

平成 29 年 2 月 2 日
一部改正

平成 30 年 2 月 19 日
一部改正

平成 31 年 3 月 13 日
一部改正

令和 3 年 7 月 9 日
一部改正

令和 4 年 1 月 17 日
一部改正

令和 5 年 2 月 2 日
一部改正

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 委託要項

1. 趣旨

平成 27 年 3 月 27 日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を図ることとしたことなどを踏まえて、「考え、議論する道徳」へと質的に転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進するとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全国的な発信を行う。

また、平成 30 年 3 月、高等学校学習指導要領を改訂し、人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体として行う高等学校における道徳教育の充実を図ったことを踏まえ、新高等学校学習指導要領を踏まえた校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する取組を推進する。

2. 委託内容

上記の趣旨の下、以下の取組を実施する。

(1) 考え議論する道徳への転換に向けた先進事例等の収集・分析・普及事業（道徳教育アーカイブの充実）

下記3に示す委託先において、以下の内容を行うこととする。

- ① 全国の教育委員会及び国立大学法人、学校法人等が作成した、道徳教育及び道徳科の充実に資する教材、指導資料等の収集・整理・分析・選定・普及業務
- ② 文部科学省が作成した道徳教育及び道徳科の充実に資する教材等の整理・分析・普及業務
- ③ 収集・整理・分析・選定・普及に関わる著作権等の調整及び著作権料等の支払いに関する業務
- ④ その他上記の業務に付随する必要な事務

また、各地域での実践的知見の見える化・共有化を図るため、地域版道徳教育アーカイブについての取組を(2)の中で実施することとし、連携を図ることとする。

(2) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援）

下記3に示す委託先において、以下の①から④のうちから選択した内容を行うこととする。

なお、①の内容を行う都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会にあっては、②についても必ず併せて行うものとする。

① 地域の特色を生かした小・中学校における道徳教育の取組

具体的な取組内容は、以下のとおりとする。（複数可）なお、いずれの取組も改正学習指導要領の趣旨を踏まえて行うこと。

- a. 各地域での実践的知見の見える化・共有化（地域版道徳教育アーカイブの構築）に関する取組
- b. 道徳教育に係る外部講師派遣
- c. 家庭・地域との連携による道徳教育の取組
- d. 道徳教育用教材を活用した道徳教育の取組
- e. その他、地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組

② 「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催

改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法等について研究協議等を行い、その共有・普及を図るため、指導主事や教員等を対象とした会を開催する。

③ 道徳教育の抜本的改善・充実に係るシンポジウム等の開催

改正学習指導要領を踏まえ、今後の道徳教育について、教員や保護者、教育関係者などがそれぞれの立場から考え、議論するためのシンポジウム等を開催する。

④ 高等学校における道徳教育の取組

学校の校長の方針の下、道徳教育推進教師の役割について検討するとともに、学校における教育活動全体を通じた道徳教育に取り組む。

3. 委託先

(1) 考え議論する道徳への転換に向けた先進事例等の収集・分析・普及事業（道徳教育アーカイブの充実）

これまで学校教育に関する活動実績を有するとともに、上記「2. 委託内容」を円滑に行うことができ、日本国内で法人格を有する団体とする。

(2) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援）

上記「2. 委託内容」①～④の対象は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人（ただし、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人が a の取組を実施する場合には、域内の教育委員会と連携すること。）
- ② 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会
- ③ 法人格を有し、申請事業について、文部科学省や教育委員会と連携して実施する、又はこれまでに文部科学省や教育委員会と連携した実績を有する団体ただし、次の（ア）～（エ）の要件を満たすことを条件とする。
 - （ア）定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - （イ）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - （ウ）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - （エ）団体等の本拠としての事務所を有し、本事業の実施に当たり、職員が常駐していること
- ④ 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、学校法人、附属高等学校を置く国公立大学法人

4. 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとするときは、別途公募要領に定める様式により「実施計画書」を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された「実施計画書」等の内容を審査し、その内容が適切であると認めた場合、委託する者を決定し委託契約を締結する。また、必要に応じて当該計画等の見直しを求めることができる。

5. 委託費等

- (1) 文部科学省は、受託団体の代表者又は会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を支出する。
- (2) 委託経費の支出に当たっては、人件費、事業費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費の支出区分にしたがい実施するものとし、備品は購入できないものとする。

上記の他、委託経費の取扱いについては、「実施計画書」の別添「経費計上の留意事項等」によるものとする。

- (3) 受託団体は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに文部科学省に連絡し、その指示に従い計画変更の申請等必要な措置を講じなければならない。

- ① 代表者の変更
- ② 事業内容の変更
- ③ 本事業の所要経費の支出区分間において経費を流用する場合（ただし、所要経費の支出区分間において増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合を

除く。)

④ 本事業の継続が不可能又は困難となった場合

- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の終了後5年間保存する。
- (5) 会議を開催した場合には、会議費等経理の支出証拠として議事録（出席者名簿を記入したもの）を保存すること。
- (6) 文部科学省は、受託団体が本要項若しくは委託契約書の定めに違反したとき、事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は事業の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部の返還を命じることができる。

6. 再委託

事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについて、事業の一部を再委託することができる。ただし、上記2（2）に係る事業については、受託団体が都道府県教育委員会の場合にのみ再委託を可能とし、再委託先は、市町村教育委員会に限るものとする。

なお、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

7. 委託契約期間

委託契約期間は、契約を締結した日から、契約期間満了日までとする。

8. 完了報告書等

受託団体は、事業が完了した（契約解除を含む）日から10日以内、又は委託契約期間の満了日のいずれか早い日までに、別途公募要領に定める様式により「完了報告書」、「完了決算書」及び支出を証明する書類の写しを文部科学省に提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された「完了決算書」等について、審査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 事業の成果について

委託内容（1）の成果については、ホームページへのアクセス数や動画再生数などの定量指標により成果を把握すること。

委託内容（2）①の成果については、事業開始時及び終了時に委託内容に応じた調査（学校評価等と関連付けることや「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査、「道徳教育実施状況調査」における項目を参考とすること等も考えられる。）を実施するなどし、把握すること。なお、成果の把握は客観的・定量的であることが望ましい。

委託内容（2）②の成果については、改正学習指導要領を踏まえた効果的な指導

方法等に係る研究協議会における周知状況を参加者に調査するほか、研究協議会の内容に応じて成果を把握すること。

委託内容（２）③の成果については、参加者にアンケートを実施するなど、シンポジウムの内容に応じて成果を把握すること。

委託内容（２）④の成果については、事業開始時及び終了時に学校の全教師にアンケートを実施するなどし、把握すること。

なお、事業の成果等については、文部科学省ホームページへの掲載等を通じて広く普及・啓発することを予定している。

11. その他

- （１）文部科学省は、受託団体における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- （２）文部科学省は、事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- （３）文部科学省は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- （４）受託団体は、事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- （５）事業により発生した権利については、事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。ただし、受託団体が作成した道德教育用教材、パンフレット、報告書等これらに類するものの著作権は、受託団体に帰属するものとする。
- （６）上記（５）にかかわらず、受託団体は、文部科学省の必要に応じて、文部科学省が使用することを無償にて許諾するものとする。
- （７）本事業の受託団体（２．委託内容（１）及び（２）③を受託する団体を除く）は、文部科学省が本事業の成果の普及等を目的として開催する道德教育推進協議会に出席すること。
- （８）この要項に定める事項のほか、事業の実施に当たり必要な事項については、文部科学省が別途定めるものとする。

附 則

この要項は、令和５年２月２日から施行し、令和５年度予算に係る事業から適用する。